

CONTENTS

- 1 はじめに/ Introduction
- 2 電子情報および取引に関する規制改正
- 3 解雇規制に関して
- 4 2025 年 2 月、3 月に発出された主な法令情報（2 月 15 日～3 月 14 日） /
- 5 ご案内

Introduction

インドネシアではレバラン休暇で多くの人たちが帰省します。また、休暇の 7 日前までには THR が支給され、レバラン休暇後の時期は最も従業員の退職者数が多い時期です。本 Newsletter では、退職と関係して従業員解雇に関する法令の一部をご紹介します。

また、昨年の 1 月に改正された電子情報および取引に関する規制について、主要な改正点をご紹介します。

さらに 2025 年 2、3 月に発出した最新規制の一部に関してもご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあ
るテーマのご要望がございましたら、村瀬
yoshiyam@tnygroup.biz までご連絡頂けると幸いです。

解雇規制に関して

インドネシア労働法では、労働者側に有利に作成されており、事業運営する際には、様々な規制を把握する必要があります。以下にて、インドネシアでの主な解雇手続きと条件について説明します。

1. 解雇が禁止される場合

解雇が禁止される場合について、法令上は以下の事由が規定されています（雇用創出法（法律 2023 年第 6 号（以下、「雇用創出法」といいます。））第 153 条）。

- a.12 カ月間以内の連続した病欠
- b.国家義務の履行
- c.宗教的義務の履行
- d.結婚
- e.妊娠・出産・流産
- f.家族・婚姻関係
- g.労働組合の活動
- h.使用者の違反行為の告発
- i.思想、宗教、政治信条、民族などの理由による差別的解雇
- j.回復期間が未定な障害や労働災害による疾病

2. 解雇が認められる場合

解雇が可能な場合について、法令上は以下の事由が規定されています（雇用創出法 154A 条）。

- a.会社の合併、統合、買収、または分割による場合
- b.会社の合理化（Efisiensi diikutu）による閉鎖、廃業
- c.2 年以上連続で損失を出し続けたことによる閉鎖
- d.不可抗力（force majeure）による閉鎖
- e.債務返済の義務を延期している場合

- f. 会社の破産
- g. 以下の理由による労働者からの解雇の申し立て
 - 1) 使用者からの虐待、侮辱、または脅迫
 - 2) 使用者からの法律に反する行為の命令
 - 3) 3 か月以上連続の賃金未払い
 - 4) 雇用契約書に記載されていない、生命、安全、健康を危険にさらす業務の強要
- h. 労使関係裁判所で使用者が上記 g の行為を行っていないと判断されたことによる労働者の解雇
- i. 以下の条件を満たす辞職：
 - 1) 辞職日の 30 日前までに書面での辞職願を提出すること。
 - 2) 契約上の拘束がないこと。
 - 3) 辞職日まで義務を遂行すること。
- j. 連続 5 日以上無断欠勤し、使用者の 2 回以上の書面による召喚に応じない場合
- k. 雇用契約、会社規則、または労働協約に違反した場合
- l. 労働者が犯罪行為で拘留され、6 か月間以上勤務できない場合
- m. 労働者が長期的な病気や労働災害による障害を抱え、12 か月を超えて仕事を遂行できない場合
- n. 定年
- o. 死亡

また、上記以外での解雇理由については、雇用契約、会社規則、または労働協約に基づき別途定めることができます（雇用創出法第 154 条）。上記のうち、「k.雇用契約、会社規則、または労働協約に違反した場合」の解雇の際には、警告書を 3 回発行する必要があります、3 回目の警告書を発行した後、再度従業員が違反した場合に、解雇することができ、3 回目までに発行された、それぞれの警告書の有効期間は、別途、規定を定めていない限り 6 カ月間です（雇用創出法 154A 条）。

3. 解雇手続き

解雇手続きの前提として使用者、労働者、労働組合は解雇を避けるためにあらゆる努力を行う必要があります。解雇が避けられない場合には、使用者は、解雇の意図および理由を労働者に通知しなければならず、労働者が、労働組合のメンバーである場合、労働組合にも通知を行わなければなりません。解雇通知は、書面で作成され、使用者から労働者または労働組合に対して、解雇の 14 営業日前までに提供される必要があります。また、試用期間中での解雇の場合、通知は、解雇の 7 営業日前までに行わなければなりません（有期雇用契約、業務委託、労働時間及び休憩時間並びに雇用の終了に関する政令 2021 年第 35 号（以下、「政令 2021 年第 35 号」といいます。）第 37 条）。ただし、詐欺や横領、暴力などの重大な違反（Kesalahan Mendesak）は、労働者や労働組合への通知なしでの解雇が可能であり、雇用契約や会社規則、または労働協約に定める必要があります（政令 2021 年第 35 号第 52 条）。

労働者が使用者からの解雇通知に同意しない場合は、通知受領後 7 日以内に、書面で異議を申し立てることが可能であり、異議申し立て後、使用者と労働者（または労働組合）は解雇に関する協議を行わなければなりません（政令 2021 年第 35 号第 37 条）。解雇について合意した場合に、使用者は解雇合意書と雇用契約解除の理由を労使関係裁判所（Pengadilan Hubungan Industrial Indonesia）に登録し、合意契約登録証明書（Akta Pendaftaran Perjanjian Bersama）を取得する必要があります（産業関係紛争解決法（2004 年第 2 号）第 7 条）。協議が合意に至らない場合、解雇は労使関係裁判所の承認を得た場合にのみ実施することができます（労働法（2003 年第 13 号）第 151 条）。

電子情報および取引に関する規制改正

昨年の 2024 年 1 月 2 日に電子情報および取引に関する法律 2008 年第 11 号の第二次改正に関する法律 2024 年第 1 号（以下、「ITE 法（Informasi dan Transaksi Elektronik 法）」といいます。）が施行されました。

た。これまでインドネシアでは、電子情報取引の健全な発展を進めるため、度々、改正が行われてきています。下記にて、今回の改正の主な内容について概説いたします。

1. 電子認証機関と国際電子契約

電子認証機関は、(a) 電子署名、(b) 電子印章(segel elektronik)、(c) 電子タイムスタンプ(penanda waktu elektronik)、(d) 電子配信サービス(layanan pengiriman elektronik tercatat)、(e) ウェブサイト認証、(f) 電子署名および電子印章の保存、(g) デジタル ID、(h) その他の電子証明書などを管理・発行する法人です (ITE 法第 13 条)。インドネシア電子情報および取引に関する法律 2008 年第 11 号 (以下、「旧法」といいます。) では、外資と内資の電子認証機関を明確に区別していましたが、ITE 法では、区別がなくなりました。ITE 法では、さらに、電子認証機関はインドネシア法人格を有し、インドネシア国内に所在することが求められます (ITE 法第 13 条)。しかし、電子認証を使用するサービスがインドネシアでまだ利用可能でない場合、上記要件は適用されないとされています (ITE 法第 13 条)。インドネシアで利用可能でないサービスを提供する外国法人についてどのような取り扱いとなるか現在の法律では不明となっており、さらなる詳細に関しては細則で決定されるため、引き続き今後の動向を静観する必要があります。

また、国際電子契約は、a) 電子システム提供者のサービス利用者が電子取引の当事者であり、インドネシアから、またはインドネシアの法域内で同意を与えた場合、b) 契約の履行場所がインドネシア領域内にある場合、c) 電子システム提供者がインドネシアに事業所を有するか、インドネシア領域内で事業活動を行っている場合にはインドネシア法に準拠しなければならないとされています (ITE 法第 18A 条)。

2. 青少年の保護

旧法の下で、電子システム運営者は電子システムを利用またはアクセスする青少年に対して、保護を提供する義務を負っていましたが、青少年の利用者の増加に伴い、ITE 法では、新たに、電子システム運営者に対して、(a) 年齢制限情報の提供、(b) 青少年の利用者のための検証メカニズムの提供、(c) 利用者である青少年、その親または保護者に対して電子システム製品、サービスなどの誤用を報告するためのメカニズムの策定を要求することで、青少年の保護をより手厚くしています (電子情報および取引に関する法律第 16A 条)。

また、青少年の保護について規定される義務に対する違反には行政制裁が課されます。行政制裁には(a) 書面による警告、(b) 罰金、(c) 一時的な業務停止、(d) アクセスの遮断などの措置が実施される可能性があります (ITE 法第 16B 条)。

3. デジタル犯罪

旧法では、誹謗中傷を含む電子情報や文書を違法に配布し、またはアクセス可能な状況に置くことは禁止されていました。しかし、誹謗中傷等の定義が明確にされておらず、表現の自由に対する侵害であるとする考えも流布されておりました。新しい ITE 法の下では、故意にかつ正当な権限なく電子情報や文書で公衆に知られることを意図して他人の名誉や信用を毀損する内容を指摘することで攻撃することと明確化され、禁止されています (ITE 法第 27A 条)。

また、すべての者は故意にかつ正当な権限なく、自己または他社の利益のために違法に、暴力による脅迫、名誉棄損または秘密開示の脅迫により a) 他人または他人が所有する物品の一部または全部を譲渡されること、b) 債務を負わせる、債務の承認をさせる、または債権を放棄させることを強制することにより、電子情報・文書を配布および/または公表することは禁じられています (ITE 法第 27B 条)。違反した場合、6 年以下の拘禁もしくは 10 億ルピア以下の罰金、またはその両方が科される可能性があります (ITE 法第 45 条)。

4. 政府の関与・監督権限強化

旧法の下では、政府は電子情報および電子取引の悪用による公共の利益の保護の責務を有し、不適切または禁止された電子情報、文書の流布および使用を防止するためにアクセスの遮断 (pemutusan akses) およびコンテンツの削除を電子システム運営者に行うことができるとされていました (旧法第 40 条)。新し

い ITE 法では、さらに政府は、電子システム運営者に対して調整や特定の行為の実行を指示することができ、指示に従わない場合には、書面による警告、行政罰金、業務の一時停止、アクセス遮断などの行政制裁を課すことができることとなりました（ITE 法第 40A 条）。調整や特定の行為の指示の対象となる該当の内容として、ポルノ、ギャンブル、虚偽情報、健康や生命への危険を伴う情報などが含まれます（ITE 法第 40 条）。

2025 年 2 月～3 月に発出された主な法令情報(2 月 15 日～3 月 14 日)/ Major updates on Legislations in February ~ March 2025 (February to March)

Official Extraordinary Gazette Notification, other Circulars and Court decisions

Issue Date	Title	Issuing Ministry
17-Feb	Peraturan Pemerintah Nomor 8 Tahun 2025 Tentang Devisa Hasil Ekspor Dari Kegiatan Pengusahaan, Pengelolaan, Dan/Atau Pengolahan Sumber Daya Alam 天然資源の事業活動、管理および/または加工から得られる輸出収益外貨に関する政令 2025 年第 8 号	President of the Republic of Indonesia
18-Feb	Peraturan Menteri Ketenagakerjaan Nomor 1 Tahun 2025 tentang Perubahan Atas Peraturan Menteri Ketenagakerjaan Nomor 5 Tahun 2021 tentang Tata Cara Penyelenggaraan Program Jaminan Kecelakaan Kerja, Jaminan Kematian, Dan Jaminan Hari Tua. 労働災害補償、死亡補償、および退職補償制度の運営手続に関する 2021 年労働大臣規則第 5 号の改正に関する労働大臣規則 2025 年第 1 号	Ministry of Manpower
21-Feb	Peraturan Presiden Republik Indonesia Nomor 2 Tahun 2025 Tentang Perubahan Kedua Atas Peraturan Presiden Nomor 192 Tahun 2014 Tentang Badan Pengawasan Keuangan Dan Pembangunan Indonesia. 健康補助食品の安定性試験に関するガイドラインに関する国家医薬品監督庁規則 2025 年第 6 号	National Agency of Drug and Food Control
24-Feb	Peraturan Menteri Pendidikan Dasar dan Menengah Nomor 2 Tahun 2025 tentang Pedoman Pengawasan Penggunaan Bahasa Indonesia 無料健康診断の技術指針に関する保健大臣決定 2025 年第 33 号	Ministry of Higher Education, Science, and Technology.
24-Feb	Peraturan Presiden Republik Indonesia Nomor 4 Tahun 2025 Tentang Perubahan Atas Peraturan Presiden Nomor 5 Tahun 2015 Tentang Penyelenggaraan Sistem Administrasi Manunggal Satu Atap Kendaraan Bermotor インドネシア語使用に関する監視ガイドラインに関する初頭教育大臣規則 2025 年第 2 号	President of the Republic of Indonesia
25-Feb	Decree of the Minister of Social Affairs of the Republic of Indonesia Number 28/HUK/2025 concerning the Designation of Recipients of Health Insurance Contribution Assistance for February 2025 2025 年 2 月分の健康保険拠出金補助受給者の指定に関するインドネシア共和国社会保障大臣決定 2025 年第 28 号	Ministry of Social Affairs
04-Mar	Peraturan Badan Pengawas Obat dan Makanan Nomor 7 Tahun 2025 tentang Perubahan Atas Peraturan Badan Pengawas Obat dan Makanan Nomor 7 Tahun 2024 tentang Standar Cara Pembuatan Obat Yang Baik	National Agency of Drug and Food Control

	2024 年国家食品医薬品監督庁規則第 7 号「適正製造基準（GMP : Good Manufacturing Practices）の医薬品製造基準」の改正に関する国家食品医薬品監督庁規則 2025 年第 7 号	
12-Mar	Peraturan Menteri Dalam Negeri Republik Indonesia Nomor 7 Tahun 2025 tentang Dasar Pengenaan Pajak Kendaraan Bermotor, Bea Balik Nama Kendaraan Bermotor, dan Pajak Alat Berat Tahun 2025 自動車税、車両名義変更手数料、および重機税の課税根拠に関する国務大臣規則 2025 年第 7 号	Ministry of Home Affairs

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドネシアの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 現地法人、駐在員事務所を設立したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記

インドネシアのレバラン休暇では、インドネシアの多くの人々が帰省し、家族と時間を共にします。今年は 1 億 2000 万人以上がレバランの始まりと同時に帰省する人がいると想定されていきました。特にジャカルタからボゴール、チカラン、バンドン等に向かう道路は、帰省する人たちの車でいつも以上に渋滞します。一方で、普段多くの人がいるジャカルタでは、渋滞が大幅に改善されます。



本稿は、2025 年 4 月 20 日現在の情報に基づきます。

PT TNY Consulting Indonesia

Address: Wisma Keiai, Lantai 2, Jl. Jenderal
Sudirman No.Kav. 3,
Email: info@tnygroup.biz/ Phone: 081398848290
URL: <https://www.tny-indonesia.com/>



HP



Facebook



LinkedIn